

## 資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 日本国憲法 | 三権分立とは

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

教育カリキュラム

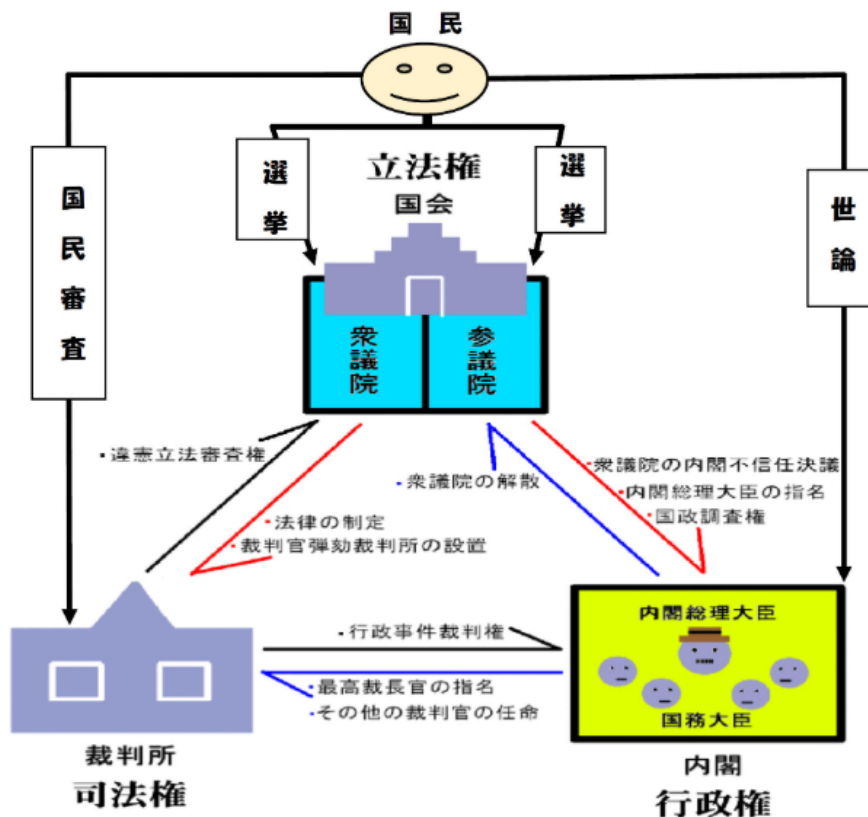
日本国憲法

### 三権分立とは

### 三権分立とは

憲法の意義の一つは、権力が不法に人権や国民生活を侵害しないように監視、抑制することにあります。そのため、憲法は、国の三つの権力、つまり、立法・司法・行政を、それぞれ別の機関に行なわせ、これらの機関が互いに牽制しあって、権力の濫用を防止するようにしています。日本国憲法は、**立法権は国会に、行政権は内閣に、司法権は裁判所に**属することを定め、そして、これらの機関の抑制の方法を規定しました。これを「三権分立」と言います。

### 三権分立の体系図



日本の三権分立は、上図のようになっています。主権者(国民)との関係で、**立法権**は国会に属しますが、その立法(法律)を企画立案し制定するのは、衆参両院の国会議員です。

この**国会議員**は国民による投票・選挙によって選出されます。国民から選挙で選出された国会議員が国民を代表して立法権を行使します。

**行政権**は内閣に属します。そして、行政は法律を実行する組織で、「立法と司法をのぞくすべての国家作用」を言います。その行政権は内閣に属するわけですから、トップである「内閣総理大臣」、各省庁のトップとなる「国務大臣」のリーダーシップが非常に重要となります。

主権者国民との関係では、行政・内閣は国民世論に左右されます。

**司法権**とは、法に基づいて裁判を行うために裁判所に与えられた権限を言います。

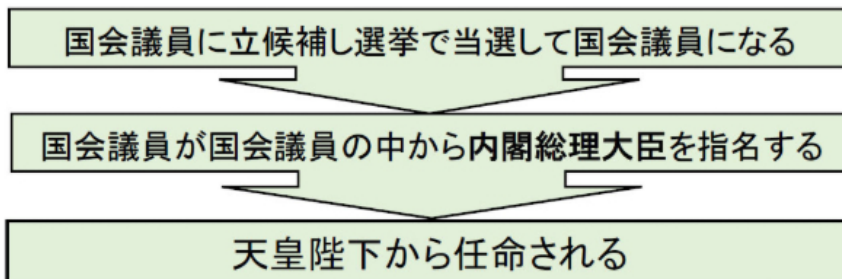
司法権は、裁判所にあり国会や内閣など、他のどんな権力や機関からも侵されない司法権の独立を保持し、裁判官は、自分の良心に従い、憲法と法律のみにもとづいて、独立して裁判を行なわなければなりません。

主権者国民との関係では、最高裁の裁判官は、国民による「国民審査」によって罷免の可否が判定されます。

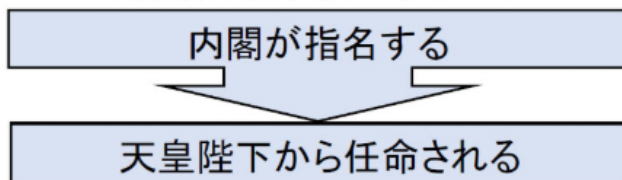
主権者「国民」及び、三権分立と「三権」の関係

1. 国民は、選挙で国民の代表者である国会議員を選出し、国会を構成します。
2. 国会議員の中から内閣のトップである「内閣総理大臣」を指名します。
3. 国民不在や多数意見を反映しない政治をした場合、国会の会議体のひとつである衆議院が内閣不信任決議案を出すことができ、総辞職か衆議院の解散かを迫ることができます。
4. 司法は内閣が行なっている政治が憲法の基本的人権を保障して行っているかどうかを、裁判所に持ち込まれた具体的事件を通して行う違憲審査権という権限を持っています。
5. 行政（内閣）は、司法（裁判所）に対し、裁判官の人事に介入します。
6. 裁判所（司法）で裁判を行う裁判官は、基本的に辞めさせることはありませんが裁判官が悪いことをした場合、国会が裁判官を辞めさせる弾劾裁判を行う権限を持っています。
7. 裁判所（司法）から国会にのびている矢印は、違憲立法審査権で、裁判所に持ち込まれた具体的事件を解決するときに使用する条文が憲法が守ろうと言っている基本的人権を保障するものなのかどうかをチェックします。
8. 国民は、最高裁判所の裁判官が正しい裁判をしているかどうかをチェックする国民審査を行う権利があります。

内閣総理大臣になるには



最高裁判所長官になるには



PDF版

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

**Worker's Library 会員登録**

お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る